

## 平成29年度 問題23

Date

/

Date

/

Date

/



問題23 地方自治法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 町村は、議会に代えて、選挙権を有する者の総会を設ける場合、住民投票を経なければならない。
- 2 普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した者について、正当な理由がある場合には、その者が議員となることを拒むことができる。
- 3 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、専決処分にすることができる。
- 4 普通地方公共団体が処理する事務のうち、自治事務についても、法定受託事務と同様に、地方自治法により複数の種類が法定されている。
- 5 自治事務とは異なり、法定受託事務に関する普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与については、法律に基づかないでなすことも認められている。

正解  
3

## 平成29年度 問題23 地方自治法 総合

### 1 誤り

地方自治法89条は、「普通地方公共団体に議会を置く。」と規定し、同法94条は、「町村は、条例で、第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。」と規定している。

### 2 誤り

地方自治法136条は、「普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。」と規定している。

### 3 正しい

地方自治法180条1項は、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。」と規定している。

### 4 誤り

地方自治法2条9項柱書は、「この法律において『法定受託事務』とは、次に掲げる事務をいう。」と規定し、同項1号は「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下『第1号法定受託事務』という。）」、同項2号は「法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下『第2号法定受託事務』という。）」を掲げている。これに対して、同条8項は「普通地方公共団体の長は、同項1号及び2号の事務のうち、当該普通地方公共団体が処理する事務のうち、当該普通地方公共団体においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下『第3号法定受託事務』という。）」を掲げており、地方自治法によって、自治事務ではない。

本試験問題の肢ごとに、詳細な解説を掲載。  
解答の根拠となる条文や判例を掲げ、  
試験で押さえるべきポイントを示します。

### 5 誤り

地方自治法245条の2は、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。」と規定しており、「その事務」について、法定受託事務と自治事務を区別していないから、法定受託事務に関する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与については、法律に基づかないでなすことは認められない（関与の法定主義）。